

# I 浴 革



## 1 水道事業の沿革

年 月	事 項
昭和25年 4月	水道事業計画の設計調査に着手
	市議会に上下水道調査特別委員会を設置
8月	上下水道調査特別委員会において東京都水道局と協議の結果、都営水道として事業を行うことは困難のため、市独自の事業として推進する方針を決定
	事業計画の設計調査を都水道局に委託
26年 8月	事業計画の設計調査完了
12月	水道事業認可
27年 6月	臨時水道建設部を設置
28年 1月	水道建設工事着工（大野田小学校南側に深井戸築造、配水本管布設）
9月	臨時水道建設部庁舎新築工事竣工
29年 2月	給水条例制定
3月	給水工事受付開始
9月	第一浄水場竣工、第一給水区一部通水により業務開始
32年 3月	水道事業第1期事業変更（拡張事業）認可
33年 3月	保谷町と上水道分水に関する契約締結、隣接地区に給水業務開始
5月	第二浄水場建設工事着工
7月	水道部（庶務課、工務課）設置
34年 3月	第二浄水場竣工、第二給水区一部通水開始
35年 4月	給水条例改正（水道法制定に伴い全部改正）
10月	水道事業に地方公営企業法を適用
36年 7月	使用水量の増大と取水量不足のため朝夕の時間給水実施
	三鷹市と応急分水に関する協定締結、赤十字病院南側の市境道路と三鷹駅西のけやき橋に連絡管布設、日量2,000m <sup>3</sup> 受水
12月	水道事業第2期事業変更（拡張事業）認可
37年 7月	小金井市と応急分水に関する協定締結
38年 3月	三鷹市と応急分水に関する協定締結
39年 4月	隔月検針毎月集金実施
8月	区部の水不足のため、応急分水、分水総量46,613m <sup>3</sup>
12月	料金収納に口座振替制度を採用
40年 3月	水道事業第3期事業変更（拡張事業）認可
4月	隔月検針隔月集金実施
41年 4月	第一浄水場配水池増設工事竣工、矩形4,465m <sup>3</sup>
7月	東京都と臨時分水に関する協定締結、分水地点は吉祥寺東町2丁目先女子大通り、日量1,500m <sup>3</sup> 受水
42年 3月	第二浄水場配水池増設工事竣工、矩形1,550m <sup>3</sup> 円形3,000m <sup>3</sup>
7月	東京都より第3期拡張事業に伴う受水開始、分水地点都境浄水場の東南玉川上水の橋のところから第二浄水場へ、日量2,000m <sup>3</sup> 受水
43年 3月	第一浄水場配水池増設工事竣工、円形4,000m <sup>3</sup> 第3期拡張事業のうち浄水場施設計画完了
6月	第一浄水場東京都より受水開始
44年 4月	水道料金の計算事務を民間委託（電子計算機処理）
45年 3月	水道事業第3期事業変更（拡張事業）完成
46年12月	東京都「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」を策定
47年 4月	水道料金改定、口径別料金体系を採用
7月	利根川水系渇水のため受水量15%制限

年 月	事 項
昭和49年 1月	水道部庁舎改築のため仮事務所へ移転
3月	保谷市と配水施設等譲渡並びに給水業務引き継ぎに関する契約締結
4月	水道料金改定
8月	水道部新庁舎竣工
51年 2月	水道料金改定
52年 2月	水道料金改定（従量料金のみ改定）
57年 4月	水道料金改定
58年 4月	水道料金改定
60年 7月	集金制度廃止
61年12月	電子計算システム導入
62年 7月	利根川水系濁水のため受水量制限、10%給水制限
10月	第一浄水場液化塩素注入方式から次亜塩素酸ナトリウム生成・注入方式に転換
平成 2年 4月	検針業務の民間委託
8月	利根川水系濁水のため受水量制限、10%給水制限
3年 9月	小規模受水槽クリーニング奨励金交付事務受託
4年 2月	第二浄水場液化塩素注入方式から次亜塩素酸ナトリウム注入方式に転換
6年 7月	利根川水系濁水のため受水量制限、夏期平均給水量の5～15%給水制限
7年 1月	水道料金改定
9月	第4水源掘替工事
8年2・3月	利根川水系濁水のため受水量制限、5%給水制限
3月	小規模受水槽クリーニング奨励金交付事務中止
4月	中止精算検針業務の民間委託
8月	利根川水系濁水のため受水量制限、5～15%給水制限
12月	東京都から水道事業の都営一元化の意向調査
9年2・3月	利根川水系濁水のため10%取水制限
4月	消費税率改正による水道料金改定
10年 3月	水道部庁舎耐震補強工事
4月	給水条例改正（水道法改正による指定給水装置工事事業者等の規制緩和）
11年 1月	安全対策として浄水場・各水源施設の強化及び監視システムを設置
3月	浄水処理方法の変更認可（第一、二浄水場）
	水道事業の設置等に関する条例改正（変更認可に伴う給水予定人口の変更）
	臨時分水制度検討会議の設置
4月	第二浄水場ポンプ運転管理業務の一部民間委託
9月	八幡町倉庫・資材置場の設置
12月	第一浄水場除鉄・除マンガンろ過装置を設置
12年 7月	東京都から水道事業の都営一元化の再意向調査
10月	コンビニエンスストアでの納付導入
13年 2月	第二浄水場除鉄・除マンガンろ過装置を設置
4月	第二浄水場ポンプ運転管理業務の全部民間委託
8月	利根川水系濁水のため10%取水制限、濁水対策本部設置
14年 4月	都営水道一元化基本計画終了に伴い、臨時分水から暫定分水への移行
10月	第28水源、第29水源取水開始（予備水源）
16年 2月	水源種別及び取水地点の変更認可
9月	武蔵野市水道通水50周年記念事業の開催（6月～10月）
18年 6月	市道第16号線配水本管漏水修繕工事事事故対策本部を設置
20年 4月	第一浄水場ポンプ運転管理業務の一部民間委託

年 月	事 項
平成21年 3月	水源の取水地点の変更認可
7月	クレジットカード払い受付開始
22年 1月	暫定分水料金改定（二部料金制）
4月	水道料金改定（基本料金のみ改定）
23年 3月～	水道水における放射線物質の測定を実施
4月	水道料金改定（従量料金のみ改定）、料金収納業務の一部民間委託 第一浄水場ポンプ運転管理業務の全部民間委託
24年 4月	料金収納業務の全部民間委託
9月	利根川水系渇水のため10%取水制限、渇水対策本部設置
25年 4月	料金調定業務の全部民間委託
7月	利根川水系渇水のため10%取水制限、渇水対策本部設置
10月	第一浄水場次亜塩素酸ナトリウム生成方式から次亜塩素酸ナトリウム注入方式 に転換
26年 4月	消費税率改正による水道料金改定 給水装置申請業務の一部に人材派遣を導入
6月	都営一元化について、東京都から請求の調査資料を提出
6月～11月	東京都による現地調査実施
27年 4月	給水装置申請業務の人材派遣を拡大 武蔵野市水道お客様センター開設
28年 6月	利根川水系渇水のため10%取水制限、渇水対策本部設置
31年 4月	暫定分水料金改定（三部料金制） 工事監督業務の一部に人材派遣を導入
令和元年 5月	都営一元化について、東京都と市による一元化の正式な協議を行えるかどうか 判断していくための具体的な課題整理のための検討会設置
10月	消費税率改正による水道料金改定
令和 2年 1月	水源における有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）の測定を臨時的に実施
3月～	新型コロナウイルス感染症まん延に伴い、水道料金の支払猶予を実施

## 2 水道事業拡張等経過

事項	区分	創 設	第 1 期拡張	第 2 期拡張	第 3 期拡張	浄水処理方法の変更 及び事業計画変更	水源の取水地点の 変更	水源の取水地点の 変更
工事認可年月日		昭和26年12月4日	昭和32年3月19日	昭和36年12月4日	昭和40年3月30日	平成11年3月18日	平成16年2月26日	平成21年3月23日
計画目途年次		昭和45年	昭和51年	昭和37年	昭和50年	平成20年	同左	同左
計画給水人口		45,000人	90,000人	82,500人	150,000人	139,000人	同左	同左
計画1日 最大給水量		11,300m <sup>3</sup>	22,600m <sup>3</sup>	27,225m <sup>3</sup>	67,500m <sup>3</sup>	67,500m <sup>3</sup>	同左	同左
計画1人1日 最大給水量		250ℓ	250ℓ	330ℓ	450ℓ	486ℓ	同左	同左
工事期間		昭和27年 4月～ 昭和33年 3月	昭和32年 4月～ 昭和37年 3月	昭和36年 7月～ 昭和38年 3月	昭和40年 4月～ 昭和45年 3月	平成11年 4月～ 平成13年 2月	平成16年 4月～ 平成17年 2月	平成20年 5月～ 平成21年 3月
工事費		387,464千円	288,992千円	240,076千円	787,963千円	680,500千円	171,660千円	120,173千円
財 源	企業債	290,000千円	250,000千円	204,000千円	699,000千円	679,300千円	0千円	0千円
	その他	97,464千円	38,992千円	36,076千円	88,963千円	1,200千円	171,660千円	120,173千円
給水区域		吉祥寺全域	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域	同左	同左
水源		深井戸6本	深井戸12本	深井戸24本	深井戸26本 都からの分水	深井戸25本 都からの分水	深井戸27本 都からの分水	同左
浄水場		配水池2池 2,875m <sup>3</sup>	配水池4池 6,175m <sup>3</sup>	配水池4池 6,175m <sup>3</sup>	配水池8池 19,195m <sup>3</sup>	配水池8池 19,195m <sup>3</sup>	同左	同左
配水ポンプ		60kw 2台 4台 30kw 2台	60kw 4台 8台 40kw 2台 30kw 2台	60kw 4台 10台 40kw 4台 30kw 2台	75kw 7台 15台 60kw 8台	16台 75kw 16台	同左	同左
除鉄・除マン ガン設備						ろ過機 8基 鋼板製密閉式 処理能力 32,700m <sup>3</sup> /日	同左	同左

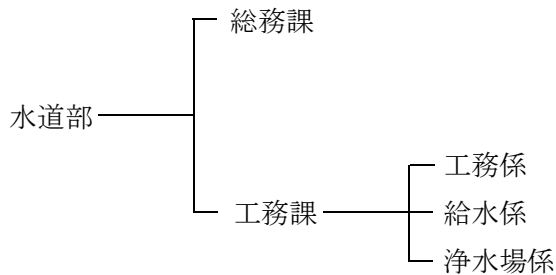
※東京都の認可を受けた時点の数値等を記載している。令和2年度末の計画給水人口は151,000人、計画1人1日最大給水量は447ℓである。

## II 機 構





## 1 機 構



## 2 事務分掌

総務課		(1) 部内の人事、文書、財務及び庶務に関すること。 (2) 工事の入札及び契約手続に関すること。 (3) 水道料金その他収納金の調定及び徴収に関すること。 (4) 他の課の所管に属しない事項に関すること。 (5) 部内の経理に関すること。 (6) 部内の企画調整に関すること。
工務課	工務係	(1) 上水道施設の計画、調査及び研究に関すること。 (2) 配水施設の新設及び改良工事、維持管理等に関すること。 (3) 漏水対策に関すること。
	給水係	(1) 給水装置工事に関すること。 (2) 指定給水装置工事事業者に関すること。 (3) 貯水槽水道の指導に関すること。
	浄水場係	(1) 取水、導水及び浄水施設の新設、改良工事、維持管理等に関すること。 (2) 水質管理に関すること。

### 3 人員配置表

(単位 人)

職層名 所 属	参事 部 長	副参事 課 長	主 事							計	任 用 年 度 会 員
			課長補佐	係長	主査	主任	一般事務	一般技術	ポンプ 運転技術		
総務課	1	1	2		1	1	2			8	3
工務課		*2		1	2	1				6	
			給水係	1		1	1			3	1
			浄水場係		*2					2	1
計	1	3	3	3	4	3	2		19	5	

※部長は総務課、工務課長・副参事は工務係の計欄に含める。

※\*印うち1人はフルタイム再任用職員で内数。(令和2年4月より2名)

### 4 職種別給与費

区 分		年間支給額 (千円)	1人当たり月平均支給額 (円)	
事 務 職 員	職 員 数	7 人		
	基 本 給	32,221	383,583	
	手 当	2,546	30,310	
	内 訳	超過勤務手当	853	10,155
		特殊勤務手当	0	0
		そ の 他	1,693	20,155
	計	34,767	413,893	
	期 末 勤 勉 手 当	13,092	[ 1,870,286 ]	
	平 均 年 齢		40.5 歳	
	平 均 経 験 年 数		16.4 年	

区 分		年間支給額（千円）	1人当たり月平均支給額（円）	
技 術 職 員	職 員 数	12 人		
	基 本 給	66,274	460,236	
	手 当	5,965	41,424	
	内 訳	超過勤務手当	1,425	9,896
		特殊勤務手当	0	0
		そ の 他	4,540	31,528
	計	72,239	501,660	
	期 末 勤 勉 手 当	25,153	[ 2,096,083 ]	
	平 均 年 齢		55.2 歳	
	平 均 経 験 年 数		31.6 年	
そ の 他 の 職 員	職 員 数	0 人		
	基 本 給	0	0	
	手 当	0	0	
	内 訳	超過勤務手当	0	0
		特殊勤務手当	0	0
		そ の 他	0	0
	計	0	0	
	期 末 勤 勉 手 当	0	[ 0 ]	
	平 均 年 齢		— 歳	
	平 均 経 験 年 数		— 年	
全 職 員	職 員 数	19 人		
	基 本 給	98,495	431,996	
	手 当	8,511	37,329	
	内 訳	超過勤務手当	2,278	9,991
		特殊勤務手当	0	0
		そ の 他	6,233	27,338
	計	107,006	469,325	
	期 末 勤 勉 手 当	38,245	[ 2,012,895 ]	
	平 均 年 齢		49.8 歳	
	平 均 経 験 年 数		26.0 年	

※ 期末勤勉手当欄 [ ] は、1人当たり年間支給額

※ 当年度において、会計年度任用職員（5人）の報酬として12,213,031円を支給した。

※ 当年度において、会計年度任用職員（4人）の期末手当として1,732,610円を支給した。

※ 当年度において、期末勤勉手当6月分（法定福利費を含む。）として22,383,055円を支給することとなったため、賞与引当金11,404,504円を取り崩した。

